

(2) 都市計画法施行規則第60条に基づく適合証明書交付申請図書

■共通必要書類（添付順序どおり整理し添付してください。）

添付 順序	名 称 等	摘 要
1	交付請求書 (様式 35)	<ul style="list-style-type: none"> ・日付は、提出日に記入してください。 ・土地の所在は、字名まで登記事項証明書のとおり記入してください。 (敷地内の地番は、すべて記入してください。筆数が多い場合は、「〇〇番外〇筆」とし、別紙にすべての地名、地番を記入し添付してください。) ・地目は、登記地目を記入してください。 (筆数が多い場合は、別紙にすべての地目を記入し、添付してください。) ・敷地面積は、実測面積を記入してください。なお、建築基準法により道路後退を要する場合は、道路後退後の面積とし、その旨を明記してください。 (小数点3位以下切捨て、小数点2位まで記入) ・建築物等の用途及び構造欄は、計画建築物の単位別に記入してください。 ※建築物単位の用途を記入の際、主用途を明確にしてください。 (記入例) 母屋と用途上不可分な離れの場合「農家住宅の離れ」 併用建物の場合(主が住宅で従が車庫)「専用住宅の車庫」 ・区域区分欄は、該当する□にレを記入してください。 ・用途地域の指定が無い場合は、用途地域欄に「無指定」と記入してください。
2	計画説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・建築計画の概要及び都市計画法に基づく許可を要しない理由（農林漁業用施設、公益施設、軽易な行為等）を記入してください。 ・後述のその他留意事項で説明が必要な場合は、記載してください。 ・作成者の氏名を記入してください。
3	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者以外が手続きする場合は、代理人の住所・氏名・連絡先、委任事項を記入し、申請者の住所・氏名の記入及び捺印をしてください。(様式は任意)
4	都市計画法に適合する旨の建築物敷地調書 (様式 36)	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の地名地番欄は、字名まで登記事項証明書のとおり記入し、筆数が多い場合は、「〇〇番外〇筆」で可とします。 ・都市計画区域及び区域決定年月日は、所在地によって異なるため、必ず事前に都市計画課都市計画係に確認ください。 ・建築物の変遷は、棟別に計画建築物及び解体予定建築物についても記入ください。
5	位置図 (1/2500)	<ul style="list-style-type: none"> ・1/2500～1/25000 までの縮尺で、周囲の状況（国道、主要地方道、鉄道、河川等）が判断できるものを添付してください。 ・申請地が明確に判断できるように表記してください。
6	現況平面図 (1/100 ～ 1/250 程度)	<p>【明記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺、凡例（排水施設等） ・敷地境界線（境界は確定されたもので赤色にて明示） ・建物の位置、排水処理施設等 ・道路、河川名及び法定外公共物 ・敷地が接する道路の有効幅員、道路後退線 ・建築基準法上の道路種別 ・既設建築物がある場合は、既設建築物の位置、用途及び建築確認番号（解体する建築物は、「解体」と明記してください。）
7	土地利用計画図 (1/100 ～ 1/250 程度)	<p>【明記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・敷地境界線（境界は確定されたもので赤色にて明示） ・道路、河川名及び法定外公共物 ・敷地が接する道路の有効幅員、道路後退線 ・建築基準法上の道路種別 ・既設建築物がある場合は、既設建築物の位置、用途及び建築確認番号 ・計画建築物の位置及び用途
8	土地縦横断面図 (1/100 程度) ※敷地の造成を伴う場合	<p>【明記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界線（境界は確定されたもので赤色にて明示） ・地盤高さ ・敷地と道路、側溝等の構造物の形状 ・建築物の位置、用途（2方向以上の断面がわかるよう明示）

添付 順序	名称等	摘 要
9	敷地求積図 (1/100～1/250程度)	<ul style="list-style-type: none"> 土地面積は小数点第3位を切り捨ててください。 丈量図と求積表は整合させてください。 敷地現況図の境界と整合させてください。 道路後退が必要な場合は、後退後の面積とし、その旨を明記してください。
10	建築物の計画図	【明記事項】 <ul style="list-style-type: none"> 計画建築物の平面図、立面図（2面以上） 建築面積、延べ床面積 建築面積、延べ床面積の算出根拠資料 (既設建築物がある場合は、既設建築物についても記入してください。)
11	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> 全景、隣接地との境界付近の形状、申請建築物を建築される付近の形状がわかるように撮影してください。 敷地の範囲（境界）を朱線で明示してください。 撮影方向がわかる位置図を添付してください。 撮影年月日を明記してください。（3か月以内）
12	土地の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 証明を受けようとする全ての土地の証明書（原本）を添付してください。 申請時点（3か月以内）のものを添付してください。 (土地の状況によって閉鎖登記簿謄本の添付が必要な場合があります。) <p>※10年以内に60条証明取得済の場合は添付不要。ただし、証明書の写しを添付し申請地に変更のない場合に限る。（公図についても同様）</p>
13	公図（合成公図）	<ul style="list-style-type: none"> 法務局備付け図面の写しに、申請地及び隣接地の地目、所有者名を記入してください。 申請地を緑色で着色してください。 里道、水路は明確に表示又は着色してください。 インターネット登記情報提供サービスによる公図も可としますが、その旨記入してください。 調査日（3か月以内）、調査者の氏名を記入ください。
14	その他市長が必要と認める図書	<ul style="list-style-type: none"> 個別に必要な書類Ⅰ～Ⅵに該当するものについて添付が必要です。 都市計画施設等の区域内の場合は、都市計画法第53条による許可書の写しを添付してください。

■個別に必要な書類（その他市長が必要と認める図書）

Ⅰ 都市計画法第29条又は第43条許可を受けた敷地等での増改築 【該当条項：法第29条第1項，法第43条第1項】		
1	都市計画法許可通知書の写し	・計画が許可条件に合致していることが必要です。
2	既存建築物の検査済証の写し及び建築確認の写し	・新築以降すべての増改築に関する建築基準法関係書類の写しを添付してください。
Ⅱ 農林漁業者用住宅・農林漁業者用倉庫等【該当条項：法第29条第1項第2号，法第43条第1項】 ※農地転用を伴う場合は、農地転用許可書の写しを添付してください。農地転用を伴わない場合は、次の該当する証明書を添付してください。		
1	農業者証明書	・農業委員会が発行する農業者である旨の証明書を添付してください。 (農業用倉庫の建築のときは、耕作(者)証明でも可。)
2	林業従事者証明書	・所属する森林組合代表者発行の林業従事者証明、所得証明、就業の確認できる書類を添付してください。
3	漁業従事者証明書	・所属する漁業組合代表者発行の漁業従事者証明、所得証明、就業の確認できる書類を添付してください。
4	相続により贈与が確実であることを証する書面(農業承継協約書、相続関係図等)	・農業者の資格のない子供等と連名で申請する場合に添付してください。

Ⅲ 公益施設 【該当条項：法第29条第1項第3号，法第43条第1項】 (鉄道施設、都市公園施設、一般乗合旅客自動車運送事業、郵便業務施設、電気通信事業、放送事業、電気事業、水道事業、公共下水道事業、図書館、博物館、市が条例制定し管理運営する建築物等)		
1	事業計画書	・建築物の用途、建築物の目的、根拠法令、補助金の有無、運営計画等を記入してください。共通必要書類の計画説明書と兼ねること可。
2	施設の開設許可(認可)等の写し	・根拠法令に基づく公益施設認可等の写しを添付してください。
3	申請者の資格証明書	・公益施設開設者の資格免許証、営業免許、法人定款等の写しを添付してください。

Ⅳ 都市計画事業、土地区画整理事業等にかかる建築物 【該当条項：法第29条第1項第4号～第10号，法第43条第1項第1号・第2号・第4号】		
1	事業認可書、事業者の発行する認可書等の写し	・都市計画事業、区画整理事業等であることが確認できる事業認可書、事業者の発行する許可書等の写しを添付してください。 ・市の関係部局が発行する証明書を添付してください。

Ⅴ 通常の管理行為、軽易な行為等による建築物 【該当条項：法第29条第1項第11号，法第43条第1項第3号・第5号】 ※下記の該当する行為①～④の必要書類(「第3章－Ⅱ－6 通常の管理行為、軽易な行為」による内容が確認できるもの)を添付してください。		
① 仮設建築物等の建築	事業工程表	・仮設建築物の設置期間が確認できる事業の工程表を添付してください。
	仮設の許可書等	・仮設建築物の建築にかかる許可書等の写しを添付してください。
	誓約書	・仮設期間終了後直ちに撤去する旨の誓約書を添付してください。
② 付属建築物の建築	既存建築物の平面図	・既存建築物の状況のわかる平面図を添付してください。
	建築物の面積計算書	・既存建築物、付属建築物の面積の算定根拠を示してください。
	配置図	・既存建築物と計画建築物(付属建築物)の配置の分かる図面を添付してください。
③ 小規模な敷地拡大	敷地求積図	・増設部分、既存部分に分けて求積してください。
	既存建築物の状況がわかるもの	・既存建築物の平面図を添付し、面積の算定根拠を示してください。
④ 小規模物販店舗等の建築	申請者の資格証明書等	・販売店開設者の資格免許証、営業免許等の写しを添付してください。
	受益者の状況がわかるもの	・想定される物品購入者の分布図を添付してください。
	建築物の面積計算書	・延床面積が50㎡以下で、店舗部分が50%以上であることが確認できる面積計算書を添付してください。

Ⅵ 既存の宅地で開発許可が不要である敷地内の建築物 【該当条項：法第29条第1項，法第43条第1項】 (市街化調整区域決定以前からの既存建築物の敷地、既存宅地確認を受けて建築された敷地、非線引き都市計画区域又は都市計画区域外の開発許可制度適用前からの既存建物の敷地等)		
1	敷地の造成、建築の経過が分かる書類	・質の変更が行われていないことが確認できる航空写真証明又は建物登記簿謄本を添付してください。 ・上記資料がない場合は、建物の課税証明(建築年が分かるもの)、既存建築物の建築確認の写し、個別法令の許可等がある場合はその写し(農地法農転許可等)を添付してください。

※上記以外にも、証明に必要な書類を提出していただくことがあります。

■その他留意事項

1. 次の事項については、特定行政庁（滋賀県）と事前に協議を整えてください。
 - ① 建築基準法の取扱いについて（接道、申請敷地内に既存建築物がある場合その適法性等）
 - ② 滋賀県建築基準条例の取扱いについて（がけ地に近接する建築物、敷地と道路の関係等）
2. 社会福祉施設については、社会福祉部局と事前に協議を整えてください。
3. 申請敷地内に農地が含まれる場合は、農地法の取り扱いについて、農業委員会と事前に協議を整えてください。
4. 申請敷地内に里道・水路等の官地が含まれる場合は、所管部局と事前に協議を整えてください。
5. 公図と現況の整合性について、地番等の配置が整合しない場合は、周辺の土地の配置や所有状況等を調査の上、関係地権者と今後の処理対応も含めて事前に協議を整えて（承諾を得て）ください。
6. 申請地の地権者施行同意書(任意様式)を添付してください。（申請者名義の土地の場合は不要。）
7. 各図面には作成者の氏名を記入してください。また、建築物の計画図には建築士登録番号を記入してください。
8. 受付又は証明書交付後は、申請書の変更手続きは行えません。変更する場合は、当該申請を取下げ（取止め）した後に、申請書を再提出する必要があります。申請にあたっては、他法令等への適合を十分確認してください。

※上記留意事項1～5の協議の結果報告が必要な場合は、計画説明書に記載してください。